

MIURAHUNT!（副業・兼業人材活用事業）参画規約（副業人材向け）

副業・兼業人材活用事業（以下、「本プログラム」といいます。）は、令和7年度三浦半島みらいミーティング拡大事業の一環として、神奈川県（以下、「県」といいます。）より委託を受けた特定非営利活動法人エティック（以下、「ETIC.」といいます。）が企画・運営しています。

本プログラムへの参画にあたり、同意を頂きたい事項を、以下に記します。

記

第1条 定義

本規約において使用される各用語の定義は、以下に定めるとおりとします。

1. 副業・兼業人材活用事業：

「三浦半島の地域課題解決を目指す想いを持った事業者」と「三浦半島地域の課題解決に関わりたい人材」を副業・兼業の手段でつなぐことで、事業者が実施する事業の推進を加速させることに加え、副業人材が地域の課題解決に関わることで、地域とのつながりが深い関係人口を創出することを目的としたプログラムのことをいいます。

2. 「事業者」：本プログラムへの参画を申し込み、ETIC. がこれを承諾した事業者又は団体のことをいいます。

3. 「人材」：本プログラムへの参画を申し込み、事業者と業務委託契約等を結び副業・兼業による業務提供を行う人材のことをいいます。

4. 「プロジェクト」：本プログラムで事業者が人材を募集する求人案件のことをいいます。

5. 「YOSOMON!」：本プログラムの募集プロジェクトを掲載するマッチングサイトのことをいいます。

第2条 事業者とのマッチング

1. 本プログラムにおける、YOSOMON!を介した事業者とのマッチングは、以下リンク先の「ETIC. キャリアサービス利用規約」に基づいて実施されます。

(URL：https://drivecareer.etic.or.jp/business_terms)

2. 本プログラムにおけるプロジェクトへのエントリーおよび事業者とのマッチングは、1名につき1社までとします。また、エントリー後に不採用となった場合に限り、別のプロジェクトへエントリーをすることが可能となります。

第3条 人材の責任等

1. 人材は、本プログラムの目的・趣旨を理解し、その目的に適う行動をとることとします。
2. 人材は、三浦半島地域（神奈川県横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町）以外に在住している必要があることとします。（職場が三浦半島地域に所在していても、居住地が三浦半島地域以外であれば参加可能です。）
3. 人材は、『地域ROCKS！経営者と挑む！副業プログラムマッチングフェス』または『「M IURAHUNT!」副業人材向け説明会』のいずれかに必ず出席するものとします。
4. 人材は、ETIC. が指定する下記のイベント等には必ず出席するものとします。
 - ・令和7年9月20日（土）14：00～17：00 キックオフセレモニー@三浦半島
17：30～19：30 懇親会@三浦半島
 - ・令和7年9月21日（日）9：00～16：00 企業訪問フィールドワーク@三浦半島
 - ・令和7年12月13日（土）12：00～21：00 地域訪問フィールドワーク@三浦半島
 - ・令和8年2月28日（土）14：00～17：00 成果報告会@三浦半島
17：30～19：30 懇親会@三浦半島

※ フィールドワークでは、事業者や各地域で地域課題の解決に関心のあるキーパーソンとなる経営者を訪問し、商品やサービス、取組への理解を深める他、他事業者や副業人材との交流機会なども予定しています。

※ 上記日程は変更となる可能性もありますのでご了承ください。
5. 人材は、プログラム期間中、事業者と週1～2回のオンラインミーティング、月1回程度の事業者への訪問を実施することとします。
6. 人材は、プログラム期間中、月1回程度、意欲的に三浦半島内へ訪問し、地域イベントに参加することとします。
7. 人材は、事業者との契約後、人材側のやむを得ない事情で本プログラム期間中に途中辞退する時は速やかにETIC. へ連絡をすることとします。

第4条 個人情報の取扱い

1. 本プログラムでは、人材登録情報を、神奈川県独自のe-kanagawa電子申請（電子申請システム）を通じて取得し、県が本事業の業務を委託するETIC. に提供します。取得した情報は秘密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該人材の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。
e-kanagawa電子申請（電子申請システム）：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay

2. ETIC. は、別途定める「プライバシーポリシー」に従って人材の個人情報を取り扱うものとします。ただし、本プログラムを通じてETIC. が取得した個人情報については本条第4項に定める目的のみに使用いたします。
プライバシーポリシー：<https://www.etic.or.jp/privacy>
3. 人材は、県及びETIC. が、本プログラムの人材登録情報をエントリーするプロジェクトに係る事業者へ提供することに同意することとします。
4. ETIC. は、本プログラムを通じて取得した個人情報につき、以下の目的で利用いたします。
 - 本プログラムの提供に必要な事業者とのマッチング・選考事務のため
 - 本プログラムの実施状況およびその結果につき、人材からご意見などの情報の提供を受け確認するため
 - 本プログラムの提供および質の維持向上並びに事業展開のための調査分析を行うため
 - 本プログラムの提供および質の維持向上並びに事業展開のための職員研修のため
 - 本プログラムについてのお問い合わせ、ご相談又は苦情への対応のため
 - ETIC. が県の委託を受け他に実施するみらいミーティング事業の各種プログラム・イベント等のご案内のため
5. 以下の場合、関係法令に反しない範囲において、事業者および人材の同意なく登録内容を開示することがあります。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ⑤ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - ⑥ 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - ⑦ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

⑧他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

⑨ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

以上